

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示第二十七号

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号の三の二の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和八年七月二日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 中原 尚知

令和八年七月三日から令和八年七月三十一日まで